

平成25年度三戸町教育基本方針

【 教育施策の方針 】

三戸町教育委員会は、豊かな心と郷土に対する誇りを持ち、健康で、創造性に富み、自ら学び、自ら考え、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指し、個を生かし生きる力と夢をはぐくむ小中一貫教育を推進します。

また、学校教育と社会教育とが一体となり、誰でも生涯を通じて主体的に学ぶことができる生涯学習社会の実現を図ります。

そして学校、家庭、地域社会が教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携・協力を努め、個性豊かでうるおいのある教育を推進します。

【平成25年度三戸町学校教育指導の方針と重点】

1 方 針

知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒を育成するため、学校と家庭、地域社会相互の深い信頼関係のもと、学校運営に創意と工夫をこらし、個を生かし生きる力と夢を育むことを基本に、三戸町小中一貫教育要領による学校教育の推進に努める。

2 重 点

(1) 小中一貫教育の推進

義務教育の9年間を見通し、子どもの発達段階と学習の連続性を重視した小中一貫教育を積極的に推進する。

ア 心豊かでたくましい児童生徒の育成のための小・中学校義務教育9年間を見通した学力観、指導観の確立

イ 児童生徒が、将来社会の一員として生きていくために必要となる基礎的な知識や技能の育成

ウ 確かな学力の確立と、豊かな心を育むための9年間を見通した教育課程の編成と実践

(2) 授業の充実

一人一人の子どもが、各教科及び立志科等の学習の時間に主体的に取り組み、確かな学力を身に付けることができるよう、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適正に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア 基礎的・基本的内容に即した教材の工夫と教材研究の深化

イ 個に応じた学習過程と評価を重視した指導の工夫

ウ 自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する力を身に付ける指導の工夫

エ 主体的・体験的な学習のための環境づくりの充実

(3) 立志科の充実（道徳・特別活動・総合的な学習の時間を融合した教科）

一人一人の子どもが、豊かな心を持ち人間としての生き方あり方を自覚し、将来に向けてたくましく、主体的な行動ができる人間形成を目指し、その資質や能力の育成に努める。

ア 立志科授業の指導工夫と研究

イ 一人一人が義務と責任を果たし、協力し合う体験活動の推進

ウ 郷土の伝統文化、自然環境に関する教材の開発

(4) 体育、健康教育の充実

一人一人の子どもが、生涯を通して自ら進んで体育・スポーツに親しみ健康、安全で活力ある生活を送ることができるよう、健康でたくましい体をはぐくむ教育の推進に努める。

- ア 運動の習慣化を図る指導の充実
- イ 生活リズムの確立のため「早寝早起き朝ごはん」運動の充実
- ウ 食に関する指導の充実

(5) 生徒指導の充実

一人一人のこどもが、人間の尊厳という観点に立ち、教育活動全体を通して、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関との連携を図りながら、心の結びつきを基調とした指導を行うとともに問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応に努める。

- ア 基本的な生活習慣を育成する指導体制の充実
- イ 生徒指導の分析調査を生かした学年・学級経営の充実
- ウ 児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の充実

(6) キャリア教育の推進

一人一人の子どもが、自らの生き方を考え、社会的・職業的自立ができるよう必要な基盤となる資質、能力、態度の育成に努める。

- ア 立志科におけるキャリア教育指導の整備・充実
- イ 9年間を見通した将来の生き方指導・進路指導の充実
- ウ 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

(7) 特別支援教育の充実

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等障害のある子ども一人一人の特別な教育的ニーズを把握し、適切な指導及び支援に努める。

- ア 校内特別支援体制の整備・充実
- イ 小中一貫教育の特別支援教育学習指導指針の活用
- ウ 関係機関との連携した特別支援教育の充実

(8) 環境教育の推進

一人一人のこどもが、身近な環境や環境問題に関心を持ち、人間と環境とのかかわりについて理解を深め、環境の保全やよりよい環境づくりのために、環境問題に主体的に取り組む態度や実践力の育成に努める。

- ア 立志科における地域の環境の実態に即した指導の工夫
- イ 地域の環境にかかわる体験的学習の推進

(9) 国際化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、国際社会で主体的に生きる日本人としての基礎的資質を養うため、人間尊重の精神を基盤として、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の充実に努める。

- ア 異文化に対する理解やそれを尊重する態度の育成
- イ 英語によるコミュニケーション能力の育成のため、A L T（外国語指導助手）をはじめとするネイティブスピーカーの人材を活用した英語科（小学校）

の推進

(10) 情報化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、情報活用能力を身に付けることができるよう、情報モラルにかかわる指導の充実を図り、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

- ア 立志科を中心とした情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- イ 学習指導におけるコンピューター等デジタル機器の適切な活用

(11) 安全・安心な学校環境づくりの推進

一人一人の子どもが、安全で安心して学習できる学校環境づくりため、学校への不審者の侵入などに備えた、学校、家庭、地域とが連携した取り組みの充実に努める。

- ア 地域子ども安全委員会や学校安全ボランティアの充実
- イ 学校施設・設備保全の推進

(12) 教員研修の充実

教員が教育公務員としての使命と責任を自覚し、豊かな人間性、広い社会性、深い専門性を身に付け充実した教育活動を実践することができるよう、教員に対する計画的、積極的な研修の推進に努める。

- ア 校内研修体制の整備・充実
- イ 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
- ウ 地域と連携した特色ある教育活動の研究・推進
- エ 学習指導要領、三戸町小中一貫教育要領に基づく実践的研究の充実

(13) 複式教育の充実

少人数の特性を生かし、一人一人の個性・能力の伸長を図るとともに、社会性の育成に努める。

- ア 学校運営・学級経営の創意工夫
- イ 複式指導の充実

【平成25年度三戸町社会教育指導の方針と重点】

1 方 針

町民が、生涯にわたって自己の啓発・向上を目指し、生きがいのある充実した生活を送るとともに、人と人とのつながりを大切にする豊かで住みよい地域社会をつくり出すことができるよう、一人一人の生涯にわたる学習と社会参加を実現する社会教育の推進に努める。

2 重 点

(1) 一人一人の主体的な学習と社会参加の推進

町民一人一人の主体的な学習を推進するとともに、学習の成果を地域で生かすことができるよう、社会参加活動の支援の充実に努める。

ア 生涯各時期に応じた多様な学習機会の提供

- (ア) 中央公民館講座、分館講座、歴史講座、高齢者学級寿教室の開講
- (イ) 大学との連携による講演会及び学習会の開催
- (ウ) 「子ども公民館講座」(子ども対象)の開講
- (エ) 「わくわく城山楽園」(子どもとその家族対象)の開設

イ 学習成果を生かした社会参加活動の支援

- (ア) 人材活用の推進
- (イ) 公民館講座受講者、公民館サークル・グループ活動者に対する学習成果披露の場の提供

(2) 次代を担う青少年の育成

多様な体験活動機会の充実に努め、心豊かでたくましい青少年の育成に努める。

ア 青少年の体験活動の充実

- (ア) 「ふれあい活動」の推進
- (イ) 「さんのへ農業小学校」(三戸食農推進協議会事業)の支援
- (ウ) 町内子ども会、三戸町子ども会育成連絡協議会の活動支援

イ 青少年のキャリア形成の支援(青森県事業の活用)

ウ 子どもの読書活動の充実(青森県事業の活用)

(3) 地域を支える人材の育成

地域を支え、地域に貢献する人材の育成に努める。

ア 地域活動の実践者の育成(青森県事業の活用)

イ 地域活動の指導者、コーディネーターの養成(青森県事業の活用)

(4) 学校・家庭・地域の連携による社会全体の教育力の向上

学校・家庭・地域の連携を強化し、社会全体の教育力の向上に努める。

ア 学校と地域の協働による教育活動の充実(青森県事業の活用)

イ 家庭教育支援の充実

- (ア) 「三戸町家庭教育学級」事業の充実

- (4) 三戸町連合父母と教師の会との連携
- ウ 地域全体で子どもを育むための体制の充実
 - (ア) 学校支援活動の推進に向けた基盤整備
 - (イ) 「三戸町放課後子ども教室」事業の開設
 - (ウ) 青少年健全育成三戸町民会議との連携
 - (エ) 三戸町少年指導センターとの連携

(5) 社会教育推進のための基盤整備

生涯学習活動の拠点となる社会教育施設の機能充実及び活用促進に努める。

- ア 社会教育推進体制の充実
 - (ア) 事業評価の充実
 - (イ) 県及び他市町村の学習情報の収集・提供
- イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進
 - (ア) 利用者の視点に立った環境の工夫
 - (イ) 町民の学習ニーズの把握
- ウ 社会教育関係職員の養成と資質の向上
 - (ア) 研修等への積極的参加
 - (イ) 社会教育主事講習への計画的派遣
- エ 社会教育関係団体等の活動の支援
 - (ア) 社会教育関係団体等事業の支援
 - (イ) 自主グループ・サークルの活動支援

(6) 生涯スポーツの振興

幅広い層の町民が、健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、スポーツに親しむ機会の拡大に努める。

- ア 地域スポーツの推進
 - (ア) 総合型地域スポーツクラブの支援
 - (イ) 各種スポーツ大会の開催及び大会へのニュースポーツの導入
 - (ウ) 三戸町体育協会との連携
- イ スポーツに関わる人材の養成と活用
 - (ア) スポーツ推進委員の研修等への積極的参加
 - (イ) スポーツ推進委員の専門性を活かす場の拡充
- ウ スポーツ活動推進のための環境整備と活用の促進
 - (ア) 利用者の視点に立った環境の工夫
 - (イ) 町民のスポーツニーズの把握

(7) 芸術・文化活動の充実と文化財の保存

芸術・文化活動に親しむ多様な機会の提供並びに文化財の適切な保存とその活用に努める。

- ア 芸術・文化活動機会の充実
 - (ア) 三戸町立版画工房の運営

- (イ) 町内の芸術・文化関係団体等との連携
- イ 後継者育成支援、発表機会の充実
 - (ア) 後継者育成事業の推進
 - (イ) 三戸町文化協会、三戸町民俗芸能保存会との連携
 - (ウ) 発表機会の充実
- ウ 文化財の保存及び活用
 - (ア) 文化財の保護と保存の推進
 - (イ) 文化財の調査、研究及び指定の推進
 - (ウ) 三戸城跡の考古学的調査及び保護・活用の推進
 - (エ) 三戸町立歴史民俗資料館における展示及び教育普及の充実